資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百五十万円減少し百五十万円とすることにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額百五十万円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は、百三万八千七百五十三円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年九月十二日

東京都多摩市一ノ宮四丁目一番二一号
ワークラボ合同会社
代表社員　山田　友啓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年九月十二日

岐阜県恵那市長島町正家二丁目一番地五
株式会社ホットスタッフ恵那
代表取締役　水田　武志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年九月一日

掲載頁　六頁

平成二十九年九月十二日

京都市下京区烏丸通四条下ル童侍者町一五九番地一
アクロス都市開発株式会社
代表取締役　北澤　俊和

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　中国新聞

掲載の日付　平成二十九年八月二十一日

掲載頁　二十六頁

平成二十九年九月十二日

広島市南区元宇品町二一番一〇号
山陽木材株式会社
代表取締役　徳井　良信

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年九月十二日

大阪府大阪市淀川区西中島一丁目九番二〇号
株式会社ｉ－ｐｌｕｇ
代表取締役社長　中野　智哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十二日

東京都調布市国領町五丁目五番一アイクビル
ティー・エス・ビー株式会社
代表取締役　鏑木　勇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト
エイ・エム・シー・シー・ジャパン株式会社
代表取締役　ジョン・クロトー

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十二日

名古屋市熱田区池内町二番一三号－一
東洋燃料株式会社
代表取締役　江口　博寿

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年九月十二日

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房四一〇－八
株式会社山岳太郎
代表取締役　渡邊　太郎

限定承認公告

本籍東京都北区滝野川四丁目一〇番、最後の住所東京都北区滝野川四丁目一〇番八号

被相続人　亡　大屋　善平

右被相続人は平成二十九年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十九年九月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十二日

東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階　真和総合法律事務所
相続財産管理人大屋晋一
法定代理人成年後見人　**廣川　英史**

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市高津区末長三丁目一〇九八番地、最後の住所神奈川県川崎市高津区末長三丁目二四番二－一一〇号　末長宗田住宅

被相続人　亡　手塚　ヨシ

右被相続人は平成二十九年三月七日死亡し、その相続人は平成二十九年九月一日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十二日

神奈川県川崎市高津区上作延二八四番地
一－二〇一
限定承認者　手塚　麻穂

限定承認公告

本籍福井県小浜市中井第一三号二七番地、最後の住所北海道函館市千歳町三番三号

被相続人　亡　古谷　榮一

右被相続人は平成二十九年三月頃死亡し、その相続人は平成二十九年九月六日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十二日

福井県小浜市中井第一一号五番地
相続財産管理人　古谷　鉄一

訂正公告

平成二十九年八月二十五日（号外第一八四号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、「神戸市北区松ヶ枝町一丁目一三番六号」とあるは「神戸市北区松が枝町一丁目一三番地の六」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年九月十二日

神戸市北区松が枝町一丁目一三番地の六
株式会社コスモ物流
代表取締役　岡村　和吉

取消公告

平成二十九年六月二十六日（号外第一三六号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金及び準備金の額の減少公告のみ取消します。

平成二十九年九月十二日

岐阜県関市のぞみケ丘七
日鉄住金鋼線株式会社
代表取締役社長　伊藤　良知

正　誤

平成二十七年三月二十七日（号外第七十号）公布農林水産省令第二十九号（独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五三ページ上段六行目は次のとおりの誤り。

第十三条第二項第一号中「第二十一条第一項第一号」を「第二十四条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十一条第一項第三号」を「第二十四条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　九月十二日付第一九六号六　四ページ●同日付政府調達第一七三号二四ページ
発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一四〇円（本体一三〇円）